

## 独自報酬基準

1 独自報酬基準については、次のとおりとする。

### 利用者への直接的なサービスに関する項目

#### 【算定要件（一）】

栄養士、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）又は音楽療法士を配置しており、利用者に対する栄養相談、レクレーションメニュー等の策定に携わっていること。

#### 【算定要件（二）】

小規模多機能型居宅介護事業所における従業者のうち勤続1年以上の職員の割合が、常勤換算方法で90/100以上いること。

#### 【算定要件（三）】

6か月以上登録している利用者であって、充実した小規模多機能型居宅介護計画に基づいて提供されたサービスにより、認定更新等の結果、要介護状態区分が軽くなった者であること。

### 地域への貢献等に関する項目

#### 【算定要件（四）】

「地域の自治会町内会に加入」及び「こども110番に登録」し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組み（3箇月に1回の世代間交流イベント等の開催及び定期的に広報紙を発行し町内会等に回覧）を設けること。

#### 【算定要件（五）】

キャラバンメイト養成研修を受講した者を中心として、認知症の人やその家族を支援するための介護教室を年2回以上実施している又は実施を予定していること。

（五）は、平成27年4月に創設された総合マネジメント体制強化加算と二重に算定することはできません。

2 該当する要件に対する加算は次のとおりとする。

算定要件（一）	... 200単位 / 登録者全員
算定要件（二）	... 100単位 / 登録者全員
算定要件（三）	... 300単位 / 当該利用者のみ
算定要件（四）	... 200単位 / 登録者全員
算定要件（五）	... 200単位 / 登録者全員

## 地域密着型サービスに係る独自報酬基準設定理由

### 利用者への直接的なサービスに関する項目

栄養士、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）又は音楽療法士を配置しており、利用者に対する栄養相談、レクレーションメニュー等の策定に携わっていること。

市町村独自報酬を事業所が算定すると必然的に利用者が負担する1割相当額も増加する。算定に際しては、利用者がサービスの質の向上を実感できなければ市町村独自報酬として意味がないと考えたこと、また、小規模多機能型居宅介護は通所介護等の福祉系サービスを併用できなくなることから、通所系サービスでの機能訓練を小規模多機能型居宅介護事業所にも積極的に取り組んでほしいと考えたことから、この算定要件を設定した。

200単位 / 登録者全員

小規模多機能型居宅介護事業所における従業者のうち勤続1年以上の職員の割合が、常勤換算方法で90/100以上いること。

小規模多機能型居宅介護事業所におけるケアの継続性及び介護職員等の離職率の低下を押さえる仕組みづくりを事業所に求めたいことから、管理者、介護支援専門員等を含めたすべての従業者を対象とした勤続1年以上の割合を定めた。

100単位 / 登録者全員

6か月以上登録している利用者であって、充実した小規模多機能型居宅介護計画に基づいて提供されたサービスにより、認定更新等の結果、要介護状態区分が軽くなった者であること。

適切な短期目標や長期目標が設定されている小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供されたケアにより、利用者の状態が変化し、要介護状態区分が軽くなった場合に、当該利用者に対して要介護状態区分が軽くなった認定有効期間の間、加算を行う。

また、登録者全員ではなく当該利用者のみとした理由は、いわゆるケアプランは利用者一人一人の心身状況や生活様態等に鑑み作成され個別に評価され、認定有効期間及び要介護度も個別で設定されることから、登録者全体とする体制加算ではなく、当該利用者のみとする加算の体制にした。

300単位 / 当該利用者のみ

#### 地域への貢献等に関する項目

「地域の自治会町内会に加入」及び「こども110番に登録」し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組み（3箇月に1回の世代間交流イベント等の開催及び定期的に広報紙を発行し町内会等に回覧）を設けること。

小規模多機能型居宅介護事業所には積極的に自らのケアを地域に示し、地域から信頼を得て、世代間交流を行ってもらい、地域での安心安全を地域基盤の整備の一助としたい考えから、当市にある「自治会町内会」、「こども110番」を活用し、「イベント開催」、「広報紙の回覧」を必須要件とした。

**200単位 / 登録者全員**

キャラバンメイト養成研修を受講した者を中心として、認知症の人やその家族を支援するための介護教室を年2回以上実施している又は実施を予定していること。

小規模多機能型居宅介護は自ら行っているケアを地域に示し、地域とのネットワークを構築し、その事業の信頼を得て初めて評価されるべきサービスであると考え、キャラバンメイト養成研修を受講した者を中心とし、年2回以上介護教室等の開催を実施している又は実施を予定している場合において、キャラバンメイトとして培った知識や技術を地域に還元し地域で相互に支え合う担い手となっていることを評価する。

**200単位 / 登録者全員**